

3/9  
五時

## 「起訴相当」県議ら移送

### 河井買収事件 広島地検に34人

2019年の参院選をめぐる大型買収事件で、河井克行元法相（58）は公選法違反罪で懲役3年の実刑確定、「自民党離党」から現金を受け取ったとして同法違反容疑で告発され、不起訴となっただ広島県議ら100人のうち34人について、東京地検特捜部が6日までに、広島地検に事件移送したことが関係者への取材で分かりました。移送は3日付。

と議決され、特捜部が再検査していました。移送を受けた広島地検は近く、同法違反罪で刑事処分するとみられます。

関係者によると、大半は略式起訴して罰金刑を求めるが、買収の趣旨を否認するなど略式手続きに感じない者については在宅起訴し、法廷で刑事責任を問う方針といいま

す。

河井元法相の確定判決によると、元法相は19年3～8月、妻の案

34人はいずれも昨年

12月、東京第6検察審

査会から「起訴相当」有罪確定、自民党離党

がある」と指摘。当時公職に就き、10万円以上を受領したもののが返せず、辞職しながらなごの理由がある35人について「起訴相当」として46人を不起訴とした。35人のうち33人が公職に就いていたが、35人に案里田への投票や票の取りまとめなどを依頼し、総額約2870万円を提供しました。

特捜部は昨年7月、元法相側が強引に現金を渡すなどしており、受領側はいずれも「受動的な立場」で悪質性が低いと判断し、死亡した一人を除く99人を起訴猶予としていました。

これに対し検審は、一律不起訴とした検察の処分は「金員受領が重大な違法行為である